

タイトル	会則・規約
著者	
引用	北海学園大学経営論集，9(2)
発行日	2011-09-25

北海学園大学経営学会会則

第1条 本会は、北海学園大学経営学会と称し、事務局を北海学園大学経営学部内に置く。

第2条 本会は、広く経営学の研究、調査の実施及びその発表を目的とし、下記の事業を行う。

- (1) 会誌「北海学園大学経営論集」の発行
- (2) 研究会並びに講演会の開催
- (3) 調査の実施
- (4) 図書の刊行
- (5) その他

第3条 本会は、正会員（本大学経営学部専任教授、准教授、講師、助教及び助手）をもって組織する。

第4条 本会は、申込により賛助会員（本学関係者及び本学経営学部卒業生）、学生会員（経営学研究科大学院学生・経営学部学生）を置くことができる。

第5条 会員は、下記の特典を受けることができる。

- (1) 「北海学園大学経営論集」の頒布を受けるほかに、その他の出版物については特価をもって頒布を受けること
- (2) 本会の行事、事業に参加すること

第6条 本会の機関として、総会及び委員会を置く。

第7条 総会は、正会員により構成され、本会の意志を決定する最高の決議機関であって、次の事項を決議又は承認する。

- (1) 予算及び決算に関すること
- (2) 役員の改選に関すること
- (3) 会則の改廃に関すること
- (4) その他の重要なこと

第8条 委員会は、会長及び委員により構成され、総会の決定事項の執行機関である。会長は随時これを召集することができる。

第9条 本会に下記の役員を置く。

- (1) 会長 1名 本学経営学部長がこれにあたる
- (2) 委員 若干名 正会員から互選する
- (3) 監事 1名 正会員から互選する

第10条 会長は、本会を代表し、会務を統括する。委員は、会誌「北海学園大学経営論集」その他の出版物の編集刊行にあたるほか、本会の庶務、会計などの日常運営業務を分担する。監事は、本会の会計、業務の執行に関する事項を監査し、会の運営の適正を図らなければならない。

第11条 本会の役員の任期は、2年とする。ただし、役員に欠員を生じ、補選された者の任期は、前任者の残任期間とする。役員の重任はこれを妨げない。

第12条 本会の経費は、会費、寄付金及びその他をもってこれにあてる。

第13条 会員は、所定の会費を納入するものとする。

第14条 本会の会計年度は、4月1日から翌年の3月31日までとし、年に1度以上監査を受けなければならない。

附 則

本会則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

本会則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

本会則は、平成21年4月1日から施行する。

北海学園大学経営学部論集『北海学園大学経営論集』規約

第1条（発行主体）

北海学園大学経営学部論集『北海学園大学経営論集』（以下、論集）は、北海学園大学経営学会（以下、経営学会）の名において発行される。

第2条（発行責任）

論集の編集責任は論集委員が負う。

第3条（発行回数）

論集は、原則として年4回、3ヶ月ごとに発行する。

第4条（掲載資格者）

論集の掲載資格者は、次のとおりとする。

- (1) 経営学会の正会員。
- (2) 本学部の非常勤講師で、本項1号に該当する者の推薦ある者。
- (3) 経営学研究科博士（後期）課程の学生会員で指導教員の推薦を受け、かつ、論集委員が依頼する副査の審査に合格した者。
- (4) その他、論集委員が経営学会の承認を得て掲載を認めた者。

第5条（掲載内容）

論集の掲載内容は、次のものとする。

- (1) 論文
- (2) 研究ノート
- (3) 書評
- (4) 翻訳
- (5) 雑報

第6条（著作権）

第1項 論集に掲載された論文などの著作権（著作財産権，Copyright）は、経営学会に帰属する。

第2項 ただし、論集に掲載された論文などの執筆者が、この論文などをもとにした著作・論文集を刊行する場合、経営学会は無条件でこれを認める。この場合、執筆者は経営学会に対して許可を求める必要はないものとする。

附 則

この規約は平成15年6月30日より施行する。